

第17回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日(金)午後2時30分から午後3時20分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健一
会長職務代理者	11番	山本登
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

報告第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号	農地等の所有権移転について
議案第 2号	農地等の使用貸借による権利の設定について
議案第 3号	農地の転用について
議案第 4号	農地等の転用並びに権利の設定について
議案第 5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号	農地保有合理化学業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 7号	「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の提出について

6. 議事録署名委員 15番 矢萩一毅 1番 居内和則

7. 出席事務局職員	事務局長	川合正人
	事務局次長	本間保司
	農地係長	石垣友伯
	事務局主査	竹岡亮
	農地係主事	猪股路子

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第17回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくをお願いいたします。
議長	本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、15番矢萩委員、1番居内委員の両委員を指名いたします。
	それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「農地等の所有権移転について」を議題とします。議案第1号については、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、16番首藤委員の退席を求めます。
	(首藤委員 退席) 事務局に、議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号1番の朗読説明)
	なお、議案第1号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の1ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのこととございます。以上でございます。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第1号1番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。 (首藤委員 着席)
	次に、議案第1号2番から5番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号2番から5番の朗読説明)
	なお、議案第1号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の1ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのこととございます。

以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第1号2番から5番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第1号6番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので14番鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号6番の朗読説明)

なお、議案第1号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第1号6番については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鈴木委員 着席)

次に、議案第2号「農地等の使用貸借による権利の設定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号の朗読説明)

なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の3ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地の転用について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第4条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の5から6ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第4条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地等の転用並びに権利の設定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の7から12ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の13ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第6号については、初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので16番首藤委員の退席を求めます。

(首藤委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号1番の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきまして

は別紙資料1の13ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(首藤委員 着席)

次に、議案第6号2番から9番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号2番から9番の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の13ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号2番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。なお、本件につきましては、農政常任委員会へ作成を付託された案件でございますので、農政常任委員長の報告を求めます。

5番

「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」についてであります。10月28日に開催された第16回総会において、農政常任委員会に意見書案の作成が付託されたことから、これまで委員会において意見書の内容について検討を重ねてまいりました。この度、網走市長に対する意見書案を別紙、資料番号2のとおり取りまとめましたので報告します。この「意見書」について、本総会で承認された場合は、12月6日午前10時に、山田会長、山本代理、農政常任委員会と農地常任委員会の正副委員長が、農業委員会を代表して市長を訪問し、手渡す予定となっております。なお、詳しい内容については事務局から説明いたします。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

議長

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ござ

いませんか。

15番

意見書の項目2番「新規就農者・担い手の対策について」の前段5番目で家族経営協定による事業継承の推進などについて「なかなか成果が現れていない現状」という記載がありますが、どのような成果を期待し、目標値はあったのでしょうか。

事務局

現状として、本来の趣旨に沿った家族経営協定の締結ではなく、農業者年金に関連して締結するなど形骸化している部分が見受けられるということがあります。また、配偶者対策についても網走市農政推進協議会や農業協同協同組合が事業主体となり、事業を実施していますが、なかなか成果が現れていないということがあります。そういうことを指して、「なかなか成果が現れていない現状」という記載となっています。

15番

対人関係の事柄ですから、目標値を定めているならなかなか達成が困難になるのではと思い質問した次第です。

12番

意見書の項目5番「有害鳥獣による農業被害対策の推進について」ですが、特にヒグマについて、女性が怖がって農作業に来たがらないなどという話を聞くことがありますので、事故が起こらないうちに、道や市に対策に力を入れていただきたいと思います。

議長

そのことについては、市長へ意見書を提出する際に強く要請いたします。そのほかに質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第17回総会を閉会いたします。